

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」制定の意義

薬袋秀樹

はじめに

2012年12月、文科省は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)を改正し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)¹⁾を大臣告示した(以下、それぞれ「旧基準」「新基準」という)。本稿では、新基準の基本的な特徴と意義について述べる。制定の経緯と背景については、本号掲載の文科省社会教育課の報告を参照されたい。なお、本稿は筆者の個人的見解を含むものである。

1. 新基準に関する資料

新基準に関する資料として、文科省生涯学習政策局社会教育課『図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)について』²⁾があり、これからの図書館の在り方検討協力者会議(以下、「協力者会議」という)「『図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて』(以下、「協力者会議報告書」という)と「『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の告示について(通知)」(以下、「生涯学習政策局長通知」という)等を収録しているので、参考にしていただきたい。

1.1 協力者会議報告書

「I 基本的な考え方」「II 『設置及び運営上望ましい基準』の具体的な内容」「参考資料」がある。

「I」は、1. 検討の経緯、2. 図書館の現状、3. これからの図書館に求められる「設置及び運営上望ましい基準」の視点からなる。3は、(1)社会の変化や新たな課題への対応、(2)図書館法の改正への対応、(3)情報化の進展への対応、(4)都道

府県及び市町村の役割の明確化、(5)新基準の構成からなる。

「II」は、1. 図書館法改正を踏まえて新たに盛り込む内容、2. 「これからの図書館像(報告)」の提言及びこれまでの協力者会議等での議論を踏まえて盛り込むべき内容からなる。3. その他留意すべき事項では、(1)数値基準で、「目標基準例」を参考に、各地方公共団体が数値目標を設定し、その達成に努めること、都道府県が域内の図書館に共通する基準を策定し、その達成を支援することが望ましいと述べている。(2)国の役割では、先進事例の収集・分析にもとづく成果の普及、基準の見直し、図書館の在り方や関連施策の提示、研修を挙げている。(3)国立国会図書館の役割では、国内の各種図書館とのより密接な連携・協力を挙げている。(4)読書では、読書活動の推進における図書館の重要な役割について述べている。

「参考資料」の2では、「目標基準例」を挙げている。

1.2 生涯学習政策局長通知

「I 改正条文の概要」「II 留意事項」からなり、「II」では、私立図書館、指定管理者等7項目について解説している。

2. 新基準の考え方

2.1 主な規定と文書

新基準に盛り込むことをめざした主な規定・文書は下記のとおりである。

- ・図書館法(1950)
- ・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(2001)
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律(2001)

- ・文字・活字文化振興法(2005)
- ・協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(2006)
- ・図書館法改正(2008)
- ・衆議院文部科学委員会, 参議院文教科学委員会「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(2008)
- ・協力者会議「図書館職員の研修の充実方策について(報告)」(2008)
- ・協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」(2009)

2.2 協力者会議の考え方

協力者会議では、おおむね次の五つの考え方が確認された。

- ・『これからの図書館像』では、図書館が何をすべきかを示しているが、今後の社会の性格については概略を示すにとどまっているため、今後の社会の性格を示す。
- ・規定には、できるだけ主語を記載して、実施主体を示し、教育委員会と図書館の権限を明確にする。
- ・基準の趣旨をより明確にするために、必要に応じて規定の文言をより綿密なものとする。
- ・独立した項目が設けられていない事項については、必要に応じて項目を設ける。
- ・「市町村立図書館」は、4項目に分類して、体系的な構成とする。

3. 新基準の構成と改正点

3.1 新基準の構成

総則、公立図書館、私立図書館の構成は図書館法の構成と同様で、第二の「一 市町村立図書館」では、項目を体系的に配列している。

第一 総則

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

二 都道府県立図書館

第三 私立図書館

総則では、公立図書館及び私立図書館の設置・運営の基本、連携・協力、著作権等の権利の保護、危機管理を扱っている。旧基準の総則にあった資料・情報の収集・提供、職員の資質・能力の向上等は、「一 市町村立図書館」に移されている。

3.2 新基準の改正点

改正された事項の特徴について、図書館の機能の観点から解説する。必要に応じ関連する新基準の文言を引用する。

(1) これからの社会と公立図書館

① これからの社会の基本的性格

これからの社会は知識基盤社会であり、知識や情報が重要になるため、「知識基盤社会における知識・情報の重要性」に言及している。これをもとに、図書館の重要性を導くことができる。

知識基盤社会(knowledge-based society)とは、「新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す」³⁾社会で、中教審答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」⁴⁾(2008)でも言及されている。

② 公立図書館の基本的役割

公立図書館の基本的な役割と利用者や社会との関係を明らかにしている。「読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として」「利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意し」と述べている。

(2) 司書と図書館長

司書の確保とその資質・能力の向上を重視しており、「当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意し」と述べている。

図書館長に必要な知識と経験を明らかにしている。図書館の運営だけでなく、行政も重視している。司書が図書館長をめざすためには、このような要件を身につけるための努力とそのための機会が必要になる。「図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者」と述べている。

(3) 図書館サービスの改革

課題解決の支援、情報サービス、読書の支援の三つの観点から図書館サービスに関する規定の充実が図られている。

① 地域の課題に対応するサービス

地域の課題に対応する各種サービスの規定を設けている。独立項目を設け、旧基準にあった「就職等」「地方公共団体の政策決定等」の二つの項目に、次の新項目を加えている。「子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供」これによって、本格的に位置付けられ、サービスの範囲

が一段と広がった。

なお、旧基準の「地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報」に「これらに関する理解」が追加されたことによって、地方公共団体職員等の関係者だけでなく、地域住民等のための情報の提供も含むことが明確になった。

②情報サービス

電子情報を用いた情報サービスの基本的な内容として、次の事項を示している。「インターネット等や商用データベース等の活用」「図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用」「利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供」「郷土資料及び地方行政資料の電子化」

このほか、情報リテラシーの学習の必要性が高まっていることから、「利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努める」ことが一段と重要になっている。

③読書の支援

乳幼児サービスが新たに定められており、「乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施」が挙げられている。

児童・青少年、乳幼児の保護者に対するサービスとして、「保護者等を対象とした講座・展示会の実施」が定められている。

(4)図書館経営の確立

多様な観点から図書館経営に関する規定の充実が図られている。

①経営サイクルの確立

基本的運営方針、指標、目標、運営計画等の策定と公表について定められており、「当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」「図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標」「これらに係る目標」「当該事業年度の事業計画」「図書館資料の収集に関する方針」が挙げられている。

図書館法改正によって図書館の運営に関する評価と改善が定められたが、それに加えて、そのために必要な運営方針等の策定について定めたものである。図書館の運営方針等について検討する機会が増えるため、これらを通じて、自治体や教育委員会に図書館の在り方について理解を求めるとともに、地域や住民の意見を反映することができる。

これらを基に評価（関係者、第三者による評価を含む）を行い、その結果を基に改善のために必要な措置を講じ、その内容を積極的に公開する。これらによって図書館経営のサイクルが確立されている。

②連携・協力

連携・協力が重視され、連携・協力先の範囲が拡大されている。旧基準は「学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設」であったが、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校、関係行政機関、民間団体等が追加されている。

③危機管理

『これからの図書館像』に続き、東日本大震災の教訓を踏まえて、危機管理に関する独立項目が設けられている。

④指定管理

指定管理者制度等を導入するなど、図書館の管理を他の者に行わせる際に特に重視すべき事項について定め、次の四つの項目が挙げられている。「当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保」「事業の水準の維持及び向上」「司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等」、そのための「当該管理者との緊密な連携」

⑤調査研究

都道府県立図書館による「調査研究」は、旧基準で定められているが、これまで注目されてこなかった。運営やサービスの改善には調査研究が必要であるため、「都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする」と述べている。

(5)項目と記述の見直し

①項目の設置

記載が不十分であった事項について項目を設け、体系の整理を図った。「2 図書館資料」に「図書館資料の組織化」、「3 図書館サービス」に「貸出サービス等」の項目を設け、記述を充実した。

②記述の見直し

全域サービスに関する規定では、図書館施設の設置等を重視し、「市町村立図書館及び分館等の設置に努める」と述べている。

資料収集に関する規定では、図書館サービスとの関連を明確に示し、「充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を

計画的に整備する」と述べている。

(6) 私立図書館に関する規定

私立図書館については、図書館法の規定に基づき、図書館の設置及び運営上望ましいと考えられる原則のみを定め、自立的な運営を保障している。図書館法に規定する私立図書館に対するノーサポート・ノーコントロールの姿勢を維持するもので、その自立的な運営を損なうものではない。

図書館法では、私立図書館について、国や地方公共団体からの不干涉等について定めているが、図書館の運営やサービスについては定められておらず、望ましい基準も存在しなかった。新基準によって、私立図書館に対する干渉にならない形で、図書館の運営やサービスの在り方が示されている。

4. 新基準の意義

4.1 新基準の意義と活用

新基準では、旧基準以後の社会の動向への対応、読書振興、公立図書館関係の法律・報告・行政施策の内容が包括され、バランスよく簡潔にまとめられている。これによって、公立図書館の在るべき姿が基準として整理され、理解が容易になり、これをもとに図書館運営を進めることができるようになった。特に、『これからの図書館像』の要点が基準として定められた意義は大きい。

「地域の課題に対応したサービス」の項目が設けられて、公立図書館の社会的意義は非常に明確になり、図書館外の人々にも理解されやすくなった。公立図書館の在り方の理解を求めるために、新基準は「ユネスコ公共図書館宣言 1994」「図書館法」と共に活用できるのではないだろうか。

4.2 図書館行政のサイクル

新基準には、2001年以後の図書館行政の一つのサイクルの仕上げの意味がある。文科省の公立図書館行政の特徴は、長期的視野にもとづき、着実に検討を重ね、政策を進める姿勢にある。

筆者は、文科省の積極的な公立図書館行政の出発点を1988年の社会教育審議会中間報告「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について」と考える。

第1のサイクルは、これ以後、1997年の省令科目改定を経て、2001年の旧基準の告示までである。最初に図書館のビジョンを示し、次にそれを実現するための司書養成の科目を改定し、その他情報化等に関する関連する報告等を発表し、最後にそ

れらを含めて「望ましい基準」が公示されている。この時期のキーワードは、「生涯学習」と「情報化」で、前後を含めて約15年間を要している。

第2のサイクルは、「子どもの読書活動を振興する法律」（2001）から、『これからの図書館像』（2006）、図書館法の改正（2008）、履修科目の制定（2009）を経て、2012年の新基準までである。キーワードは、「読書振興」「課題解決支援」「インターネット」「図書館経営」で、約12年間を要している。

4.3 新基準の課題

新基準を深く理解するには基準そのものと基準の各規定のもととなる法律や報告の解説が必要である。今後の課題として、第一に、このような解説の作成がある。これまでは、報告の策定に追われて、解説と普及のための努力が十分ではなかったため、今後取組が必要である。第二に、基準の各項目の実現のためのさまざまな手法や課題の検討、調査研究、経験交流や意見交換が必要であり、そのための新たな機会や場所が必要である。

おわりに

この間、図書館サービス・行政の改善に取り組んでこられた公立・私立図書館関係者の皆さん、図書館行政に努力されてきた文科省の関係者の皆さん、糸賀雅児氏（慶應義塾大学文学部）をはじめとする協力者会議の委員の皆さんに心からお礼申し上げます。

注・引用文献

- 1) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文科科学省告示第172号）2012.
(http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm)
- 2) 文科科学省生涯学習政策局社会教育課『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文科科学省告示第172号）について』2012. 45, 76p.
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/001/1330295.htm)
- 3) 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」2005, 189p.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/ushin/05013101.htm)
- 4) 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」2008, 131p.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/ushin/1216131_1424.html)

（みない ひでき：前筑波大学）

[NDC 9 : 016.2 BSH : 1. 図書館（公共） 2. 図書館行政]